

諸外国における医療技術の費用対効果評価の概要

諸外国における医療技術の費用対効果評価の取り組みと政策への応用について、概要は以下の通り（主として医薬品が対象）。

諸外国の医療技術評価（主として医薬品が対象）の概要

出典：平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「医療経済評価研究の政策への応用に関する予備的研究」

	オーストラリア	イギリス	カナダ	スウェーデン	オランダ	韓国	タイ
①評価機関名（略称）	PBAC	NICE	CADTH	TLV	CVZ	HIRA	HITAP
②評価機関名	Pharmaceutical Benefits Advisory Committee	National Institute for Health and Clinical Excellence	Canadian Agency for Drugs and Technologies	Dental and Pharmaceutical Benefits Board	Health Care Insurance Board	Health Insurance Review and Assessment Services	Health Intervention and Technology Assessment Program
③開始時期	1993	1999	2002	2002	2005	2007	2007
④評価結果の利用方法	○償還の可否の判断材料 ○（価格交渉）	○償還の可否の判断材料 ○（価格交渉）	○償還の可否の判断材料	○償還の可否の判断材料	○現状は試験運用段階	○償還の可否の判断材料 ○（価格交渉）	○償還の可否の判断材料
⑤償還の際の費用対効果評価の適応条件	必須	保健省の決定があったとき	ほぼ必須	必須	外来で使用され、代替薬がない場合は必須等	新規有効成分含む場合は必須	NLEM1)委員会が必要と認めたとき
⑥データ作成の実施主体	製薬企業	製薬企業（NICE も再実施）	製薬企業（例外あり）	製薬企業	製薬企業	製薬企業	HITAP
⑦外部機関（大学等）の関与	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
⑧効果指標としての質調整生存年（QALY）の使用	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

1)NLEM: National List of Essential Medicines(国が定める必須医薬品リスト)

○ 用語の解説

➤ 評価結果の利用方法【④】

「償還の可否の判断材料」とは、当該医療技術を公的医療保険・公的医療制度における償還の対象とするか判断する際に、評価結果を参考にすることを指す。また、一部の国では償還を可とする条件として価格交渉に用いられる場合がある。

➤ 償還の際の費用対効果評価の適応条件【⑤】

企業等が償還を希望する際に、費用対効果の評価を受けることが必須であるか、条件を満たした際のみに対応されるかは国によって異なる。

➤ データ作成の実施主体【⑥】

費用及び効果等についてのデータを収集する主体

➤ 外部機関（大学等）の関与【⑦】

外部機関が評価作成の段階から参画しているのか、作成された後に評価案のレビュー等を行うのかは国によって異なる。

➤ 質調整生存年（QALY）【⑧】

質調整生存年（Quality Adjusted Life Year :QALY）とは、生存年数を健康状態評価値で重み付けした指標である。健康状態評価値は QOL（生活の質）によって、0（死亡）から 1（完全な健康）の間の値となる。QOL の評価尺度には EQ-5D（EuroQol-5dimention）等の標準化されたものが存在する。記載した各国においては、効果指標として QALY の使用を推奨あるいは使用を認めている。